

「外国人留学生キャリア形成促進プログラム」に関する主な質問に対する基本的考え方

以下は、「外国人留学生キャリア形成促進プログラム」に関する基本的な考え方を示したものです。詳細については、文部科学省までお問い合わせください。

Q1. 職業実践専門課程の申請と同年度に本認定制度に申請することができるか。

A 本認定制度に申請する学科については、既に職業実践専門課程として認定されている学科であることが求められます。したがって同年度に申請することはできません。

Q2. 財務要件(第2条第1項第2号)について、修学支援新制度の機関要件確認と違いがあるか。

A 修学支援新制度における機関要件を参考に、当該要件を規定しております。したがって、修学支援制度において、機関要件を満たしている学校については当該要件を満たすこととなりますが、確認的に様式に記載いただけますと幸いです。

Q3. 「経常収支差額」及び「運用資産-外部負債」の状況について、学校法人立でない場合は、どのように記入すればよいか。

A 「機関要件の確認事務に関する指針」18頁「(参考資料)「経常収支差額」及び「運用資産-外部負債」の状況について」を参考に、設置者の法人類型ごとの「経常収支差額」、「運用資産」及び「外部負債」の定義に基づき、記入をお願いします。

(参考)「機関要件の確認事務に関する指針」

https://www.mext.go.jp/content/20230320-mxt_gakush_100014193_02.pdf

Q4. 就職状況の考え方について、どこまでの就職実績を算入し、就職率を算出できるか。

A 就職実績として算入できるものとしては、各年度の終期にあたる3月時点の就職者数以外であっても、卒業後に就職活動を継続し、翌年度中に就職した生徒も含まれるものと考えています。

Q5. 日本社会の理解の促進に資する授業科目について、どのようなものを想定しているか。

A 日本語能力向上のみを目的とする授業科目は不可とし、日本語の学習であってもビジネスで活用するための日本語の学習(日本人の学生であっても学習する種類のもの)については、日本社会の理解の促進に資する授業科目として整理することとします。日本社会の理解の促進に資すると考えられる授業科目を以下のとおりお示しします。

(参考1) 許可する授業科目の例

企業実習、連携先の実務家教員による授業、ビジネス日本語、日本文化、日本社会研究、日本事情、キャリアプラン、企業・業界研究、ビジネスマナー 等

(参考2) 不許可の授業科目の例

日本語能力試験対策(N2まで)、日本語表現、日本語演習、漢字学習 等

Q6. 日本社会の理解に資する授業科目について、申請をしようとする学科に属する日本人生徒については履修をすることが必須なのか。

A Q5 の回答の通り、日本社会の理解の促進に資する考えられる授業科目とは、日本人の学生であっても学習するものを想定しておりますので、申請をしようとする学科に属する日本人生徒も外国人留学生と同様に当該授業科目を履修することが想定されますが、日本人生徒への履修方法については、各専修学校の判断により、選択科目とするなど柔軟に対応を行うことも考えられます。

Q7. 第2条第1項第4号の要件については、どのように審査が行われるのか。

A 本制度により認定を行うにあたっては、所轄等の都道府県及び法務省出入国管理庁への協議を行うこととなっており、その協議の中で不適切な事情等が判明した場合には、第2条第1項第4号要件に該当しないものとし、認定を行わないこととなります。

Q8. 同条同項第4号の不適切な事情とは具体的にどのようなものを想定しているか

A 実施要項3(4)に記載のとおり、在籍管理等において不適切であると考えられる事情の他、本制度の趣旨に照らして不適切な事情、例えば、極端な進路指導をし、就職希望者を過少に報告することがあれば第4号の要件に抵触するものと考えます。

Q9. 認定要件に該当しなくなった場合の取扱いについて

A 認定要件に該当しなくなった場合は、別紙様式5を記載の上、文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室まで届出を遅滞なく行う必要があります。

Q10. 名称変更や廃止の手続きについて

A 名称変更があった場合や学科の廃止があった場合は、別紙様式3又は別紙様式4を記入し、毎年8月の定める日までに都道府県を通じて届出を行う必要があります。

Q11. 申請を検討している学科に在籍する外国人留学生がない場合、申請の対象となるか。

A 専修学校の専門課程における外国人留学生キャリア形成促進プログラムの認定に関する規程(文部科学省告示第53号)(以下「認定告示」という。)第2条第1項第3号の規定では、認定を受けようとする専修学校専門課程の学科における在籍する生徒のうち外国人留学生が占める割合が2分の1以内であることとともに、日本人生徒との交流を図ることができる教育環境が整備されていることが求められています。この要件については、実際に外国人留学生を受け入れた実績に基づいて審査することから、外国人留学生を受け入れた実績がない場合には、申請ができません。ただし、申請年度に外国人留学生がない場合であっても、直前3年うちに当該学科において外国人留学生を受け入れた実績がある場合は、申請ができることとしたいと考えています。

なお、当該認定の事務は毎年行われることや、申請対象の学科の修業年限が2年以上であることを踏まえると、外国人留学生を受け入れた年度に申請を行えば当該外国人留学生の卒業時までには認定を受けることも可能です。(令和5年7月10日追加)